

特別定額給付金の手続きはお済ですか？

～一人あたり10万円が支給されます～
 (申請期限は令和2年8月12日まで)

【支給対象者】

- ・令和2年4月27日現在で、剣淵町住民基本台帳に記録されているすべての町民
 4月27日以降に生れた方は対象になりません。

【支給額】

- ・1人あたり10万円
 世帯主にまとめて支給されます。

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、緊急事態宣言の下、感染防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援が行われることが決定されました。

現在、特別定額給付金支給申請を受け付けていますので、忘れずに申請を行いましょよう。
 (手続期限：8月12日)

手続の方法と注意点！

白色の封筒で世帯主様あてにご案内しています。

役場から世帯主様あてに、5月12日付で郵送しています。

【郵送している書類】

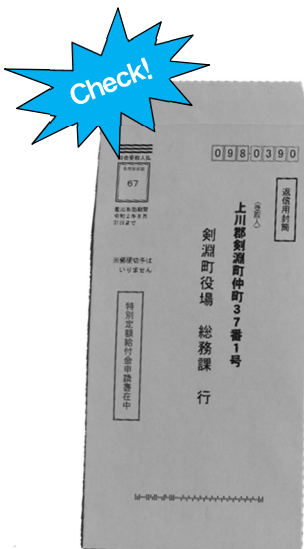
- ・案内文書
- ・特別定額給付金 申請書
- ・記入例
- ・返信封筒
- ・給付金のサギに注意(チラシ)

左の白色の封筒が届きます！



申請書には、世帯員や住所などが印字されていますので確認してください。

役場総務課あての返信用封筒が同封しています。



オンライン申請または 申請書を役場に提出！

オンライン申請は、マイナンバーカードを活用しパソコンやスマートフォンで申請ができます。

また、書類の申請については原則返信封筒により提出いただくこととなりますが、記載方法がわからないなどがありましたら、役場窓口での申請も可能です。

なお、マイナンバーカードを使用する場合は、有効期限切れにご注意ください。

オンラインで申請する場合

【申請に必要なもの】

- ・世帯主名義の振込口座の通帳
又はキャッシュカード
 - ・マイナンバーカード専用カードリーダー パソコンの場合
 - ・マイナンバーカード
 - ・発行時のパスワードが必要です。
- 利用者証明用電子証明書暗証番号（数字4桁）
- 署名用電子証明書暗証番号（英数字6～16文字）

Check!

オンライン申請される場合は、総務省のホームページをよく読み申請を行ってください。

「特別定額給付金オンライン申請」で検索してください。

【アドレス】

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-jp/apply/online.html>

スマートフォンで申請される場合、対応できない機種もありますので、総務省ホームページをご確認ください。

申請書で申請する場合

【申請に必要なもの】

- ・世帯主の身分証明書の写し
（免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）
- ・世帯主名義の振込口座の通帳
又はキャッシュカードの写し
（町の水道料金の引き落とし、児童手当の振込、税金、保険料金の引落とし口座の場合は添付不要です）
- ・印鑑

Check!

申請書で申請する場合は、世帯主がまとめて申請することとなります。

申請者氏名を記入、押印し、世帯主の身分証明書の写し及び振込口座の通帳又はキャッシュカードの写しを裏面に添付してください。

また、代理申請も可能ですが、世帯主名義以外の口座を希望される場合も代理申請となりますので必ず代理申請欄も記入し、併せて世帯主および代理人の身分証明書の写しを添付してください。

特別定額給付金のごことで お困りの時は！

身体が不自由で申請が困難な場合や、剣淵町にDV被害のため避難し住民票の移動が困難な場合など、特別定額給付金で不明な点や困ったことがありましたら、役場総務課企画財務広報グループまでご連絡ください。

（電話 26 9021）

なお、ご相談いただいた内容など個人の秘密は固く守られますので気軽にご相談ください。

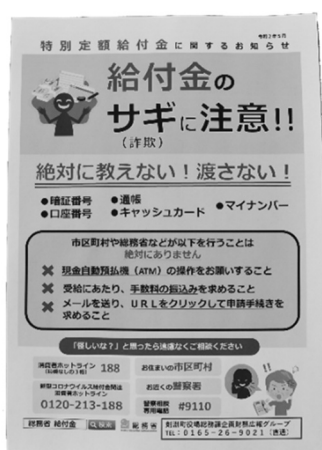
特別定額給付金に関する 詐欺に注意！

特別定額給付金の申請にかかる詐欺に注意しましょう。

申請に関することで、暗証番号やマイナンバーなどの問い合わせについては絶対に教えないでください。

また、銀行ATMなどで、操作をお願いすることは絶対にありませんのでご注意ください。

詳しくは、申請書に同封しているチラシをご確認ください。



同封したチラシをご確認ください